

# なくそう不法投棄・屋外焼却！

## テレビなどの家電の処分にはリサイクル券が必要

山林や道路脇、空き地などへのごみを不法に捨てる人が後を絶ちません。不法投棄は、美観を害し、環境を悪化させ、自然破壊を招きます。ごみはルールに従って適正に処理し、きれいな自然やまちを守っていきましょう。

生活環境課 ☎995-1816  
美化センター ☎992-3210



### 不法投棄は重大な犯罪です ～「自分だけなら」の身勝手な行動はダメ～

一部の心ない人による不法投棄は、周辺環境の悪化や近隣への迷惑となります。家庭で出たごみは、市の収集日に決められた場所へ出してください。

他人の土地や道路、河川に捨てた場合は、懲役刑や罰金が科せられる場合があります。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄されやすい場所を中心に定期的なパトロールを実施していますが、普段から草刈りや囲いをするなどして土地の管理を行いましょう。

### 屋外焼却はやめて！

市には年間を通じて、煙や臭いなど屋外焼却に関する苦情が多く寄せられています。これからの季節は、切り落とした枝や刈った草、落ち葉などの焼却を行う例が多く見られますが、屋外焼却は原則禁止されています。ブロックなどで囲って行う焼却やドラム缶を使用した焼却も認められていません。

例外として、屋外焼却が認められる場合もありますが、周辺に住んでいる方の健康を害したり、洗濯物を汚したりすることがないように配慮が必要です。

### ～スプレー缶のガスは完全に抜いて！～

中身の残ったスプレー缶やカセットボンベを資源ごみとして出すと、収集車への積み込み作業中に爆発・炎上する場合があります。

人命に関わる重大事故につながる恐れがあるため、これらをごみとして出す場合は、必ず中身を使い切り、スプレー缶などには穴を開けてから資源ごみ（その他金属小）として出してください。

### 家電リサイクル法に基づく適正な処理を

市では、テレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電は回収していません。家電リサイクル法に沿って正しく処分しましょう。

#### 買い換える場合

##### ◆家電購入店などに引き取りを依頼

買い換えをする店や家電を買った店に引き取りを依頼してください。 ※リサイクル料、運搬料金などが必要

#### 買い換え以外の場合

##### ◆廃家電指定取引所へ直接持ち込む

郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電リサイクル券を処分する製品に貼ってから、指定取引所へ持ち込んでください。 ※製品のメーカー名、型番が必要

**最寄りの指定取引所** ▶セキトランスシステム(株) (長泉町納米里515-1 ☎988-6868)

##### ◆市内の収集運搬許可業者に依頼

許可業者にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い指定取引所まで運搬を依頼してください。

**市内許可業者** ▶●田口ライフサービス(株) (☎993-7728) 、●豊富士商事(株) (☎992-4112) ●(株)富士美装グリーンサービス (☎997-5480)

### 不要な家電などの処分は許可業者に

不要な家電や家庭ごみを収集する場合には、市の一般廃棄物処理業許可や委託が必要です。

